

地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税
条例の一部改正（案）について

改正事項	説明
<p>個人住民税の定額減税</p> <p>【令和6年4月1日施行】</p> <p>土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長</p> <p>【令和6年4月1日施行】</p>	<p>■令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うもの。</p> <p>※納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。</p> <p>※定額減税による個人住民税所得割の減収額については全額国費で補填される。</p> <p>■宅地等及び農地の負担調整措置について、現行の制度を3年延長する。</p> <p>負担水準の均衡化を促進するための措置。</p> <p>※負担調整措置：評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する措置。</p>
<p>※この他に地方税法の一部改正に伴い、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の所要の規定の整備を行う見込みです。</p>	